

Title	執行における財産開示制度の導入について
Sub Title	Sollen wir Offenbarungseid (od. eidesstattliche Versicherung) bei uns einführen?
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.2 (1972. 2) ,p.197- 210
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	峯村光郎教授 退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720215-0197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

執行における財産開示制度の導入について

石 川 明

- 一 はじめに
- 二 ザールブリュッケン区裁判所における財産開示制度の運用について
- 三 財産開示制度導入の適否
- 四 試案

一 はじめに

ドイツ民事訴訟法（以下ZPOと略す）は、八〇七条・八八三条三項及び八九九条以下において、執行における財産開示制度としての宣誓にかわる保証について規定している。宣誓にかわる保証は従来の財産開示制度であつた開示宣誓が一九六九・七〇年の新司法補助官法により廃止され、その代りにつくられた制度であることについては既に別稿において述べたところである。¹⁾

我が国においても執行における財産開示制度としての開示宣誓（あるいは宣誓にかわる保証―以下同じ）が効果的に導入され

るとするならば、債権者が債務者の責任財産の探索に苦勞する現状からみて、それは歓迎すべきことであるに違いない。もちろん国民性・社会環境等の相違からして、ZPOの財産開示制度をそのまま我が国に導入することはできない。我が国の実情に適つた効果的な財産開示制度をつくるためには、ZPOの規定する財産開示制度にかなり大幅な修正を加えなければならぬであろう。

本来ならば、まずはじめに、ZPOの財産開示制度を全般的に紹介し、つぎにそれを我が国に導入する場合いかなる修正をなすべきかを検討するのが筋道であろう。ドイツの財産開示制度については従来我が国にそれ程詳細な紹介がなかつた。しかしながら、最近松田判事在职四十年記念「会社と訴訟^(上)」に沖野威判事が「ドイツ民事訴訟法上の開示宣誓、監置及び債務者名簿について」と題する論文を寄せられ、これを詳細に紹介されている。私自身も昭和四六年四月から九月迄 *Deutscher Akademischer Austauschdienst* 及びザールラント大学の御厚意により、同大学において財産開示制度の問題点及び開示宣誓から宣誓にかわる保証制度への移行について若干の研究をする機会を与えられた。右研究の一端はすでに、「ドイツの新司法補助官法 (1969/70 *Rechtspflegergesetz*)」(本誌四四卷八号)、「ドイツ通信第四信「開示宣誓の廃止について」判例タイムズ二六五号、同第六信「宣誓にかわる保証をめぐる若干の問題」同二六七号、同第七信「宣誓にかわる保証をめぐる若干の問題(続)」同二六九号等において発表しておいた。本稿は右に挙げた私の報告を補充すると同時に、ZPOの財産開示制度の我が国への導入に際してその限界を明らかにしようとするものである。

二 ザールブリュッケン区裁判所における財産開示制度の運用について

私は一九七一年九月一六日ザールブリュッケン区裁(以下 *AG Saarbrücken* とする)に司法補助官 *Stuppel* 氏を訪ね、同区裁における宣誓にかわる保証の実状を見聞することができた。以下はその要点を簡略にまとめたものである。なおその際

ザールラント大学法経学部 Lütke 教授助手の Assessor Rolf Zawar 氏が同行され、その御協力をいただいたことを記して感謝したい。

AG Saabrücken には二〇名の司法補助官がおり、そのうち Stuppi 氏一名で宣誓にかわる保証を担当している。一週間に二回保証の期日を開き、八〇〜九〇名の債務者が呼出される。Stuppi 氏は呼出状の送達から保証期日までに約三〜四週間をおき、債務者に債権者との話合期間を与える。保証申立の約一七％は保証期日前に弁済を理由に取下げられる。呼出をうけた債務者の約三〇〜四〇パーセントは期日に出頭する。そして期日に出頭せる多くの債務者(約四分の三といわれる)は割賦弁済に同意をする。ZPO 九〇〇条四項前段は「債務者が債権者の債権を三月の期間内に弁済すべきことを疎明するとき、裁判所は宣誓にかわる保証を為すための期日を三月に至るまで延期することを得」と規定する。同項の保証期日の延期の申立は殆んどなされない。むしろそれぞれの事情にしたがつて割賦弁済の合意がなされるのが実情である。保証手続を担当する司法補助官は、債権者との黙示の合意に基づいて債務者に割賦弁済を同意させる権限を与えられているものとして右の措置をとっているようである。その際失権約款の合意がなされ、監置命令を発する余地は残される。すなわち、割賦弁済の一部でも遅滞した場合には、債権者の申立により新期日の指定を要することなく監置命令を発しうるということで、監置命令が留保されるのである。しかしながら私見によればかような監置命令の留保は弁済の間接強制手段にはなっているが、それが適法であるか否か疑問である。ただし、債権者が黙示的^{もくし}にはあれ保証の申立を取下げ且つ司法補助官を通して割賦弁済に同意したとするならば、弁済不履行の場合には、財産開示のために宣誓にかわる保証の新期日指定がなされなければならぬはずである。そして新期日において債務者が出頭しない、あるいは出頭するも保証をなさない場合にはじめて監置命令を出すべきであらう。

ZPO 九〇〇条五項は「債務者が保証をなすべき義務を争うときは裁判所は決定をもつて異議に付き裁判すべし。保証の

履行は裁判の確定後に始めてこれをなす」と規定する。各期日の異議は約三―四件ある。Stuppi氏によれば監置命令は保証事件の約五〇%について発せられるという。Zawar氏によれば五〇%というのはオーバーであるとのことであつた。

三 財産開示制度の導入の適否

一 導入 反対論

強制執行にさいして、不誠実な債務者の財産を開示させることは必要である。ことに、執行の対象たる財産が債権である場合、債権者はこれを具体的に特定しうる程度にまで確知することは非常に困難であるといわなければならない。かように差押うべき財産の発見が債権者にとり困難であればあるだけ、財産開示制度の導入の必要性が強調されなければならない。

しかしながら沖野判事は「開示宣誓等」(現在は「宣誓にかわる保証」)を我が国に導入することについて、反対の態度を表明⁽³⁾されている。その理由として説かれるところは以下のごとくである。

まず第一に、我が国にあつては宣誓のもつ心理的強制力がドイツ程ではなく、また、開示宣誓の裏付になる監置および債務者名簿に期待をもてない以上、実効性ある開示宣誓を望むことができないということである。債務者名簿に期待がもてないというのは、我が国においては債務者名簿がドイツにおける程広汎に利用されるための基礎に欠けるといふ事実を指す。すなわち、ドイツでは多数の少額訴訟が提起され、そのうち執行不能となつたものの大部分について債権者が開示宣誓の申立をするので、債務者名簿登載人員が多数となり、それが信用調査に役立つ。これに反し、我が国にあつては、少額訴訟自体が少数であるから、開示宣誓を導入してもその申立件数もすくなく、債務者名簿は信用調査に裨益しないであろう、とされる。また監置に期待がもてないということは、我が国の実務のあり方に徴して、ドイツにおける程開示宣誓の延期に厳格にして監置命令の発令に迅速であることが期待しえないから、それは債権者にとり魅力ある制度になりえない、ということ

であるとされる。

第二の理由は、開示宣誓を実効あらしめるために監置を認めることは我が国の法体系上異例であり、人身の自由と債権の実現との関連について果しない議論を呼び、到底その実現を期待しえない、という点に求められる。

二 導入反対論批判

しかしながら、私自身は右の導入消極論に若干の疑問をいだいている。

宣誓のもつ心理的強制力がドイツにおける程期待しえないことは事実である。なるほど我が国においては、宗教感情が偽証の防止に役立つということはドイツの手續における程期待はできないにしても、刑法一六九条の偽証の制裁の裏付けによつてその実効性が期待できないわけではない。我が国において宣誓に宗教感情がともなわないということが開示宣誓導入消極論の根拠になるとするならば、訴訟上の宣誓制度それ自体の効用も同様に疑問視されなければならないはずである。開示宣誓制度を導入したとしても、開示宣誓に関する偽証の量刑が軽くなるであろうことが予測されるがゆえに、その導入に反対することができるであろうか。さような予想が可能であるとすれば、一般の宣誓と開示宣誓とにおける偽証の量刑の範囲を異にするような立法的な手当をすることもできないわけではない。さらに、事実上軽きに失しない適切な量刑がなされるような配慮・努力をすることもできないことではない。財産開示制度導入後に予想通り軽きに失する量刑がなされたとしても、軽き刑罰であれそれがそれなりに債務者に対して間接強制としての効果をもつことは否定しえないであろう。かように考えてくると、偽証の量刑が中途半端に終ることが予想されるからといって最初から財産開示制度の導入をあきらめてしまふのではなく、財産開示制度導入の必要性が高い以上は、一方では予想されるマイナス面を抑える対策を講じつつ他方でこれについて積極的な態度をとるべきではないかと考える。

債務者名簿が広汎な利用価値を欠くようになるであろうことは、我が国の実情からみて考えられないことではない。この点は論者の主張は正当であると思われる。しかし問題は、この理由をもつて財産開示制度をそもそも一般的に導入すべからずということとはできないという点である。がんらい債務者名簿は、保証をなすような資力の薄弱な者・不誠実な債務者の名簿を作成して、もつて信用調査に役立たしめ、経済取引の安全をはかるということを目的とする。したがつて、少額債務者にいたるまで広範囲に多数の資力薄弱又は不誠実な債務者が登録されないならば、その存在意味の大半は失われることになるであろう。この点論者の主張は正しい。

しかしながら、債務者名簿と財産開示制度とは切り離して考えるべきであるように思われる。もちろん両者が関連すると思われる面もないではない。すなわち、債務者にとつて債務者名簿へ登録されることは経済取引において決定的な打撃をうけることを意味する。したがつて、債務者が金銭執行手続において財産の開示をなした場合、あるいは開示期日に出頭しない又は出頭するも正当な理由なしに財産の開示を拒んだために監置命令が発せられた場合、債務者名簿に登録されることになるのであるが（ZPO九一五条）、右の登録が債務者に責任財産の隠匿を避けさせ、ひいては債務の弁済を促進するという間接強制的機能を發揮することになるのである。かように債務者名簿が宣誓またはこれにかわる保証と同種の機能を果すところから、両者を併せ導入することがこのましいとの見解もあるいはありうるかもしれない。しかしながら、債務者名簿の制度が反射的に財産の隠匿を防ぎ債務の弁済を促すことになるといふ点は認めなければならないにしても、逆にそれを意識的に間接強制的手段として用いることは弊害を伴うように思われる。すなわち、本来債務者名簿それ自体は将来債務者と取引関係に立つことのある一般人の保護を目的とするのであるにもかかわらず、それが債務弁済のための間接強制手段として利用されると、経済取引において資力なきと考えられそのため当然名簿に登録さるべき債務者が、債権者と長期の割賦弁済を約して保証の申立を取下げてもらい、その結果債務者名簿への登録をまぬがれる結果になるからである。したがつて、債

権者が債務者名簿に意識的に過度に間接強制手段としての機能を果させることは好ましくない。仮りに、債務者名簿が間接強制的役割を果すが故に財産開示制度とともに導入すべしとの議論が成立つことを認めながら、後者のみをさしあたり導入したとしても、後者それ自体が前者と切離して一定の効用をもつ以上、それは制度として一つの進歩であるといわなければならぬ。前者のみが後者の効力を担保するものであるというなら両者併せて導入しなければ意味がないが、両制度がそれぞれ別個の効用をもつという以上、後者のみの導入が意味がないとはいえない。

我が国の実務のあり方に徴すれば、ドイツにおける程期日の延期に嚴格にして監置決定の発令に迅速であることを期待しえないから、それが債権者にとり魅力少なき制度になるであろうという指摘は正しい。右の指摘の後段については、監置制度が論者の指摘するように我が国の法体系上異質のものであるから、これを導入すべきではないとこたえれば十分であろう。前段については以下のごとく云うことができる。すなわち、現行執行法における債務者の執行妨害は債権者の権利実現を著しく阻害する点目に余るものがあり、現在進行中の強制執行法の改正作業においても、債務者の執行妨害を防止するための対策が積極的に講じられているものと思われる。その一例として、執行における不服申立が、執行関係訴訟をも含めて、執行遅延・妨害の目的をもつて濫用されている現状を打開すべく、改正作業にあたり種々の対策が取上げられているようである。⁽⁴⁾

かような傾向からみると、たとえば、延期事由を制限的に列挙するなど執行妨害の目的をもつてする延期を防止するための立法的対策が財産開示制度の導入される場合には講じられるようになることが予想される。

また、執行妨害をできるだけ抑圧しようとする実務上の傾向がみられないわけではない。例えば、不動産執行における競売開始決定に対して異議申立があつた場合これについてすぐに裁判をすれば、右裁判に対して即時抗告が提起され執行が停止されることになる(民訴法四一八条一項―異説はあるが)。したがつてそれは執行妨害をしようとする債務者の意図にそう結

果になる。そこで、実務上は右の方法異議に対しする裁判を直ちにすることなく、競落許可の段階にいたり始めてこれを行うことにより競売開始決定に対する異議・即時抗告の債務者による執行妨害の目的をもつてする濫用を防いでいるようである。⁽³⁾ 右に述べた傾向からみれば、宣誓にかわる保証期日の延期の申立が債務者からなされても、保証手続担当機関がそれが債務者による執行妨害を目的としている申立であると判断すれば、これを認めないことにならうことは十分考えられる。

さらに、割賦弁済の合意を成立せしめるための交渉の機会を債務者にあたえるために保証期日を申立から一定の期間において指定するとか、右の合意の成立の可能性が極めて強い場合に債務者の期日延期の申立を認容することは、一概に不当なこととはいえない。特に債務者名簿が背後にひかえた財産開示にあつては、それを債務弁済のための間接強制手段として利用することが債務者名簿との関係では好ましくないからざる現象を生ぜしめることがあるのは既述の通りである。しかし債務者名簿の制度を既述の通り我が国においてその実効性が期待できないとの理由でその導入を否定する立場に立つならば、保証を間接強制手段として利用した場合に生じる右の懸念はなくなる。もちろん、債務者名簿並びに監置命令の制度を切離して開示宣誓ないし宣誓にかわる保証のみを導入する場合、それがもつ間接強制的効果はそれだけ減殺されることは否定しえない。しかし、その場合でも右効果を全面的に否定しすることはできない。けだし、証人の証言に準じて、正当な理由なき開示期日の不出頭、正当な理由なき開示拒否等に対する一定の秩序罰あるいは刑事罰による制裁を課することによつて保証を強制すれば、債務者の財産開示が期待されないわけではないし、債務者にとり自らの財産開示が不利益である以上、それが債務弁済を間接的に促す効果をもつことは十分に認められるといわなければならない。

宣誓ないしこれにかわる保証による財産開示も結局は債権実現のための手段であるから、それが間接強制手段として利用されることに特に不都合はないように思われる。したがつて、両当事者間に割賦弁済の合意が成立せんとすることを理由に債務者が期日延期の申立をしたような場合、弁済の合意をしなければ、さらには合意をしても割賦弁済の履行を怠れば、財

産開示を履行させるとの威嚇のもとに債務の履行を促すために右申立を認容することが許されてよいのではないだろうか。要するに、執行妨害に該当するような債務者の開示期日延期の申立を認容しないような立法措置をとる、あるいは実務の慣行を確立することこそ必要であつて、かような配慮がなされたいうで、財産開示制度の導入にふみきるべきであるように考へる。

監置制度は我が国の法体系上異例であり、これが導入をめぐつて人身の自由と債権の実現との関連について果てしない議論を呼ぶであらうという論者の指摘は正当である。ZPO八八八条I項は不代替的作為義務の執行に関して、同八九〇条一項は不作為義務・受忍義務の執行に関してそれぞれ監置 (Haft) という人的執行を認めているから、宣誓にかわる保証に關連してZPO九〇〇条において保証を実効あらしめるための監置が規定されることも肯定できる。これに反して我が国の執行法は人的執行を廃止しているのであるから、この点で、財産開示についてだけ監置の制度を残すことは適切ではないといへる。したがつて財産開示制度の導入にあつて、監置制度は切離す必要がある。

以上に述べたところを要約すると、監置制度を認めることは我が国の法体系上問題があり、また債務者名簿制度もこれを導入した結果とだけその効用が認められるか疑問であるから、財産開示制度の導入にさいしてこれら両者を切離すことが妥当である。そしてさらに、開示制度が円滑に運用されるような立法上の手当を施すことによつて、右の両者を切離してもそれは十分その効用を發揮しうるのではないかと考へる。

三 開示宣誓か宣誓にかわる保証か

財産開示手続の職分管轄を執行裁判所とすべきかあるいはそれ以外の機関(たとえば、ドイツにおけるように司法補助官の制度を導入した上でこれに委ねるとか、これを導入しないとすれば執行裁判所に所属する書記官又は執行官)に認めるべきか問題である。

私自身は司法補助官制度を導入すべきであり、⁽⁶⁾これが導入が認められるならばこれに財産開示手続の職分管轄を認めるべきであると考えたものである。司法補助官制度の導入の適否は問題であるにしても、財産開示手続を執行裁判所の職分とするには疑問がある。一九六九・七〇年のドイツ新司法補助官法が財産開示制度を開示宣誓から宣誓にかわる保証に改めた理由は、開示宣誓が裁判所による債務の取立処分として一種の量産行為 (Massengeschäft) 化したために、宣誓の対象とするだけの価値をもたなくなつたとか、一人前の法律家 (Voljurist—裁判官—) にこれが手続を担当させる必要があるといえるほどの重要性のある手続ではなくなつた、したがつてこれを司法補助官の職分に移し裁判官の職務の純粋性の維持をはかるべきであるという点に求められる。⁽⁷⁾右の疑問はかようなドイツにおける経験に由来する。したがつて司法補助官制度を導入しないのであれば、特に執行官の質的向上がはかられつつある今日執行官乃至書記官に職分管轄を認めてもよいのではないかと考える。司法補助官・執行官ないし書記官に財産開示手続を委ねるとすれば、ドイツ司法補助官法四条が規定するように、これを開示宣誓という形で導入することは適切ではなく、むしろ宣誓にかわる保証として立法すべきであるように思われる。そしてこの場合には、ドイツ刑法が偽証罪に関する一五三条のほか、虚偽の宣誓にかわる保証に関して一五六・一六三条を別に規定しているのと同様に、我が刑法上も一六九条のほか後者に関する規定を設けなければならぬであろう。しかしながら本稿の後出試案は便宜上一応開示宣誓という形で書かれていることをおことわりしておきたい。

次に、以上に述べた諸点を勘案しZPOの財産開示制度にならつて、財産開示制度要綱試案を作成してみよう。

四 試 案

財産開示制度要綱試案

第一 開 示 宣 誓

債権者が差押により完全な満足をうけないとき又は完全に満足をうけない旨を疎明するときは、債務者は申立により財産目録を提出し、その債権に関し原因及び証拠方法を表示すべき義務を負うものとする（ZPO八〇七条一項一段に相当—以下該当引用条文は特にことわらない限りZPO）。

2. 財産目録により債務者の現有積極財産のほか債権者取消権により取消されうる債務者の法律行為をも明らかならしめることを必要とすること（同二段）。

3. 債務者は求められた供述を良知及び良心にしたがい正確且完全に為したる旨の宣誓をなすこと（同二項）。

第二 特定動産又は一定数量の動産の引渡執行における開示宣誓

引渡すべき動産が現存せざるときは債務者は債権者の申立により、債務者が右動産を占有せず且右動産の所在を知らざる旨の宣誓をなすべき義務を負うこと（八八三条二項）。

第三 管 轄

第一・第二の場合における開示宣誓の受領は、債務者が日本に住所を有する地、日本に住所なきとき又は住所の知れざるときは居所を有する地域を管轄する執行裁判所（又は—保証にするならば—執行裁判所の裁判所書記官もしくは執行官）がこれを管轄するものとする（八九九条）。

第四 開 示 宣 誓 手 続

執行における財産開示制度の導入について

開示宣誓手続は開示宣誓期日の指定を求める債権者の申立により開始され、申立には、債務名義および債務者の開示宣誓義務の根拠となるその他の証書を添付すべきものとする(九〇〇条一項)。

2. 執行裁判所は期日指定前職権をもつて調査せる結果、当該債務者が最近三ヶ年以内に開示宣誓をなしたことがある場合にはその旨債権者に通知し、手続は申立に基づいてのみ続行すべきものとする(同二項)。

3. 開示宣誓期日の呼出は、債務者が訴訟代理人を選任したときといえども、これを債務者に送達し、訴訟代理人に対する通知は不要とすること。期日指定は債権者にこれを通知すべきものとするが、期日における債権者の出席は不要とすること(同三項)。但し出頭せる債権者の請求あるときは問を発することを許すこと(三一年草案七七六条)。

4. 債務者が執行債権を三月以内に弁済すべきことを疎明したときは、裁判所は開示宣誓期日を三月にいたるまで延期することができ、債務者が新期日においてすくなくとも債権の三分の二の弁済を証明するときは、裁判所は期日をさらに六月にいたるまで延期することができ、期日延期の決定に対しては執行抗告の申立ができ、延期拒否の決定に対しては不服の申立ができないものとする(九〇〇条四項)。

5. 債務者が宣誓をなすべき義務を争う場合には、裁判所は異議に対し決定により裁判をなし、宣誓の履行は右裁判の確定後になすべきものとする。但し執行裁判所は、従前の異議が確定裁判により排斥されたとき又は第四項による延期後に最初の延期の申立の時期までに既に生じた事実を理由として異議のあつたときは確定前に宣誓をなすべきことを命じうるものとする(同五項)。

注 三一年草案七七六条によれば、債権者の申立や手続延期という結果をもたらす債務者の異議権(ZPO九〇三条三項)は規定されていない。すなわち、ここでは、財産開示手続はもはや債権者の申立を条件とし執行の失敗に終つたことを前提とする特殊の手続ではなく財団の現在高を解明する⁽⁸⁾についての執行裁判所の裁量に委ねられた特殊の調査手続なのである。しかしながら財産開示も所詮執行奏功のための手段なのであるから、その手続は債権者の申立にかからしめることで十分である。また開示義務に対する異議権が財産開示を引延ばす目的をもって濫用されることがすくなくなかつたことも否定で

きないようである。⁽⁹⁾しかしながら、濫用を理由に異議権を奪うことは問題であり、この点債務者名簿への登録・監置の制度がその背後にある場合はことさらに問題である。別に濫用を抑制する措置を設けるべきであろう。

第五 開示宣誓拒絶の制裁

第二百七十七条、第二百七十七条ノ二、第二百七十八条の規定は、一期日における債務者不出頭の場合及び債務者が出頭するも開示宣誓を拒む場合に之を準用するものとする事。

2. 債務者が後にいたりその義務を履行したるときは前項の罰を取消し又は減輕することができるとすること(三一年草案七七七条三項)。

第六 再度の開示宣誓

第一に掲げた開示宣誓をなせる債務者は、宣誓の履行ありたる後最初の三年に於ては債務者が後に財産を取得したる旨又は従来存在せる債務者との勞務關係が解消された旨の疎明あるときに限り、債権者に対し再度開示宣誓をなす義務を負う(九〇三条)。

第七 虚偽保証の罪

開示宣誓にかえて宣誓にかわる保証制度を採用するときは虚偽保証の罪を設けること。

注 ドイツ刑法一五四条は偽証罪について一年以上の自由刑を規定するが、宣誓にかわる偽りの保証について一五六条は一ヶ月以上三年以下の自由刑を規定している。

第八 眞実開示の義務

債務者が債権者に不利益を被らしめるために財産開示のほかに、執行機関に対し不実の開示をなしたる場合、債務者に一定の制裁を課するものとする事(三一年草案七七三条)。

執行における財産開示制度の導入について

注 故意に限定すべきか重大な過失の場合にも制裁を課すべきか、いかなる制裁を課すべきかなお検討することが必要であると思われる。ちなみに、三一年草案七七三条は同一三三条の罰すなわち秩序罰金(Ordnungsgeld in Geld)又は六週間以下の秩序罰監置(Ordnungshaft)を規定している。また七七三条の説明では故意及び重大な過失のいずれの場合も処罰するものとしている⁽¹⁰⁾。

- (1) 拙稿・ドイツの新司法補助官法・本誌四四卷八号九〇頁、同・ドイツ通信第4信「開示宣誓の廃止について」判例タイムズ二六五号六〇頁以下。
- (2) 教科書・コンメンタル等でこれを肯定又は否定する記述は見当たらないが、Zawar 氏も私と同意見であった。
- (3) 沖野・前掲一一〇〇頁以下。
- (4) 拙稿・強制執行法の改正・ジュリスト四七七号七九頁以下及び同所に引用せられた諸論稿参照。なお拙稿・不動産競売における不服申立について、本誌四四卷三号八九頁以下、特に一〇一頁以下参照。
- (5) 拙稿・前掲論文九五頁。
- (6) 司法補助官制度の導入を予見するものとして、中村英・ドイツの司法補助官制度について・全国書協会報三四号二頁以下。なお竹下・司法補助官、現代の法律家二七三頁以下、特に二九二頁以下も裁判官職務の純粹化負担軽減を強調される。
- (7) 拙稿・ドイツ通信第6信・判例タイムズ二六七号六八頁。
- (8) 司法資料一七七号一九三一年独逸新民訴訟法案並に説明書(一)七八頁。
- (9) 同八〇頁。
- (10) 同七三頁。